

令和 7 年度 事業計画書
(第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務)

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

総務大臣指定 基礎的電気通信役務支援機関
一般社団法人 電気通信事業者協会

令和7年度事業計画

当協会は、電気通信事業法（以下「法」という。）第106条に基づく基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）として、法第116条の規定により読み替えて適用する法第79条第1項の規定により令和7年1月29日に総務大臣の認可を受け改正した基礎的電気通信役務支援業務規程に基づき、令和7年4月1日から第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務（以下「第二種支援業務」という。）を開始する。

令和7年度においては、第二種交付金の交付及び第二種負担金の徴収等第二種支援業務の円滑かつ的確な推進とともに制度の定着を図るため、以下の体制及び実施方法により第二種支援業務を実施する。

1 第二種支援業務の実施体制の確保

（1）職員

第二種支援業務に関する事務を執り行うため第二種基礎的電気通信役務支援業務室（以下「第二種支援業務室」という。）に職員として、室長はじめ4名を配置（うち職員1名は令和7年10月から配置）する。

加えて、高速度データ伝送役務提供事業者の確定や第二種適格電気通信事業者から提出される第二種交付金の額の算定をするための資料等を的確かつ迅速に確認するため非常勤職員を必要に応じて配置する。

（2）設備

第二種支援業務の用に供するための専用事務スペースを確保するほか、事務処理用のパソコンやセキュリティを確保するための鍵付き書庫など、専用の器具及び備品を適宜配備する。また、基礎的電気通信役務支援業務諮問委員会（以下、「支援業務諮問委員会」という。）等に使用する会議室（共用）を確保する。

2 第二種支援業務の実施方法

（1）支援業務諮問委員会の運営

第二種交付金の額及び交付方法並びに第二種負担金の額及び徴収方法、回線単価の算定その他第二種支援業務の実施に関する重要事項を調査審議するため、法第113条第2項の規定に基づき開催される支援業務諮問委員会を円滑に運営する。

なお、同委員会は、第二種交付金の額及び第二種負担金の額等の認可申請案作成時並びに事業計画・予算案作成時の2回定例開催する。

（2）第二種交付金の交付及び第二種負担金の徴収に係る業務の的確な実施

第二種交付金の交付及び第二種負担金の徴収等の第二種支援業務については、新たに制定される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負

担金算定等規則（以下「第二号算定等規則」という。）に基づき算定し、額の確定時等における複数によるチェックの実施、データの適正管理のための「負担金・交付金管理事務システム」の調達、帳票化、関係機関等への確認の実施などにより、納付漏れや疑義等が生じないよう的確な実施に努める。

（３）第二種交付金の額及び第二種負担金の額等に係る認可申請等の円滑な実施

関係法令に基づき、以下の事務を適切かつ円滑に実施する。

- 法第１１０条の４第１項の規定に基づいて、第二種交付金の額を算定し、当該第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受ける
- 法第１１０条の５第２項において準用する法第１１０条第２項の規定に基づいて、第二種負担金の額を算定し、当該第二種負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受ける
- 令和７年１月２９日に情報通信行政・郵政行政審議会から答申を受け今後制定される第二号算定等規則第２４条の規定に基づく総務省告示に基づいて、回線単価を算定する

また、第二種交付金の交付及び第二種負担金の徴収事務を適正、公正かつ確実に実施するため、外部機関（公認会計士等）による会計・経理事務のチェックを厳正に実施する。

（４）効果的な周知・広報活動の実施

第二号基礎的電気通信役務に係る制度は、新たな制度であり、当該制度や手続等について、国民や関係事業者の理解が進むよう、電気通信事業者や消費者団体等の関係者とも連携し、効果的な周知・広報活動の実施に努める。

（５）円滑な問合せ対応の実施

第二種負担金の徴収や第二種交付金の交付の開始に向けて、電気通信事業者や一般利用者からの問合せ等が予測されることから、問合せに迅速・的確な対応を行うためのコールセンターの開設準備を行い、令和７年度第３四半期から問合せ対応を実施し、第二種支援業務室やコールセンターによる迅速・的確な対応に努める。

３ その他の事項

（１）独立性の確保

情報の管理を徹底し公正性を担保するため、第二種支援業務室に、第二種支援業務の専任の職員を配置することで、組織的独立性を確保する。また、第二種支援業務のための専用システムを用いる等によりシステム上の独立性を確保することで、情報の目的外使用のないようにすることや情報漏洩を防止する。さらに、明確な区分経理により会計を整理することで、他の業務との会計上の独立性を確保する。

(2) 効率的な業務執行体制の整備と関係事務の円滑な推進

第二種支援業務を円滑かつ効率的に実施する視点から、その業務の執行体制の効率化を図るとともに、関係規程類の整備や関係機関等との連携に努める。

(3) 情報公開の実施

支援機関の財務状況、第二号基礎的電気通信役務に係る回線単価や第二種交付金及び第二種負担金に係る情報、その他の第二種支援業務に関する情報について、ホームページ等を活用して公開することにより透明性の確保に努める。